

# 農工商等連携促進施設整備支援事業における費用対効果分析の実施について

平成22年4月1日付け21総合第2144号  
農林水産省総合食料局長通知

## 第1 目的

この通知は、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)第4の2の規定に基づき、農工商等連携促進施設整備支援事業に係る費用対効果分析の手法を定めるものとする。

## 第2 費用対効果の算定方法

- 1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率 = 妥当投資額 ÷ 総事業費

- 2 妥当投資額の算定は、次の(1)から(3)までにより行うものとする。

- (1) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額(以下「廃用損失額」という。)がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額 = 年総効果額 ÷ 還元率 - 廃用損失額

- (2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第3に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

- (3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率 =  $\{i \times (1 + i)^n\} \div \{(1 + i)^n - 1\}$  (別表1参照)

i = 割引率 = 0.04

n = 総合耐用年数 = 事業費合計額 ÷ 施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費 = 施設等別事業費 ÷ 当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定めるところによる。

- 3 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

## 第3 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次の1及び2により行うものとする。

- 1 農林水産物の生産向上に係る効果

- (1) 農業生産向上効果

ア 効果の内容

農業生産向上効果とは、次の(ア)から(イ)までに掲げる効果をいう。

- (ア) 作付増加効果

当該施設等の整備による作物の作付面積が増加する効果

- (イ) 単収増加効果

均一な健苗育成、地力増進による連作障害の軽減、気象災害の防止・回避による被害額の軽減等により単収が増加する効果

- (ウ) 品質等向上効果

当該施設等の整備による均一調製等により収穫物の品質や単価が上昇すること、外観・人気の向上、生産物のブランド化、市場競争力の強化等が図られることなどにより販売額が増加する効果

- (エ) 農産物加工効果

当該施設等の整備により農産物が加工され、付加価値が上昇し、販売額が増加する

効果

イ 算定方法

農業生産向上効果に係る年効果額は、次の(ア)から(イ)まで及びウにより算定する年効果額の合計額とする。

なお、算定に必要な生産物単価及び純益率については、第4によるものとする。

(ア) 作付増加効果

a 作物ごとに、作付増減面積に事業の実施時における単収（以下「現況単収」という。）を乗じて生産増減量を算出する。ただし、現況単収は、無被害単収とする。

b aで算出した生産増減量に作物ごとの現況生産物単価を乗じて粗収益の増減額を算出した額に、作物ごとの作付増減純益率を乗じて得た値を、作付増加効果の年効果額とする。

(イ) 単収増加効果

a 作物ごとに、単収増分に効果発生面積を乗じて生産増減量を算出する。

b aで算出した生産増減量に作物ごとの現況生産物単価を乗じて粗収益の増減額を算出した額に、作物ごとの単収増加純益率を乗じて得た値を、単収増加効果の年効果額とする。

c 気象災害の防止・回避にあつては、過去5年間平均の当該施設等による気象災害の被害減少額を、年効果額とする。

(ウ) 品質等向上効果

作物ごとに、効果発生面積に計画単収を乗じて効果発生量を算出し、これに現況生産物単価と計画生産物単価との差を乗じて得た純益の増加額の合計額を、品質等向上効果の年効果額とする。

(イ) 農産物加工効果

作物ごとに、効果発生面積に計画単収を乗じて効果発生量を算出し、これに現況生産物単価と計画生産物単価との差を乗じて得た純益の増加額の合計額を、農産物加工効果の年効果額とする。

ウ その他の効果

アの(ア)から(イ)までに掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算定方法等につき事業承認者（実施要綱第5の1に規定する事業承認者をいう。以下同じ。）が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる。

(2) 林産物生産向上効果

ア 効果の内容

林産物生産向上効果とは、次の(ア)から(ウ)までに掲げる効果をいう。

(ア) 林産物利用増進効果

当該施設等の整備によりこれまで利用されていなかった特用林産物（きのこ類の栽培を除く。以下(2)において同じ。）が利用される効果

(イ) 林産物生産増進効果

当該施設等の整備によりこれまで伐採の対象とならなかった区域における特用林産物の生産が促進される効果

(ウ) 林産物販売促進効果

当該施設等の整備により特用林産物の品質向上、ブランド化、市場競争力の強化等により、販売が促進される効果

イ 算定方法

林産物生産向上効果に係る年効果額は、次の(ア)から(ウ)まで及びウにより算定する年効果額の合計額とする。

(ア) 林産物利用増進効果

当該施設等の整備前には利用されていなかったが、施設等の整備により利用増加が見込まれる林産物の種類ごとに、当該施設等の整備後の利用増加量に、地域の林産物市場価格から採取・搬出・輸送に係る経費を差し引いた額を乗じた額の合計額を、林産物利用増進効果の年効果額とする。

(イ) 林産物生産増進効果

林産物の種類ごとに、当該施設等の整備により新たに林産物の生産が促進される区域の林産物の生産増加見込量に、地域の林産物市場価格から採取・搬出・輸送に係る経費を差し引いた額を乗じた額の合計額を、林産物生産増進効果の年効果額とする。

(ウ) 林産物販売促進効果

林産物の種類ごとに、当該施設等の整備により林産物の販売増加が見込まれる量に林産物市場価格の上昇が見込まれる額を乗じた額から、販売経費を差し引いた額の合計額を、林産物販売促進効果の年効果額とする。

ウ その他の効果

アの(ア)から(ウ)までに掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算定方法等につき事業承認者が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる。

(3) 漁業生産向上効果

ア 効果の内容

漁業生産向上効果とは、次の(ア)から(ウ)までに掲げる効果をいう。

(ア) 生産増加効果

当該施設等の整備による養殖場の拡大等に伴い生産量が増加する効果

(イ) 魚価向上効果

当該施設等の整備による高級魚の漁獲増、魚体の大型化等魚種・魚体組成の変化による魚価の向上効果

(ウ) 品質等向上効果

当該施設等の整備による活魚や新たな加工による付加価値の向上、HACCP等を採用入れることによる対外的な評価の向上等による価格の上昇効果

イ 算定方法

漁業生産向上効果に係る年効果額は、次の(ア)から(ウ)まで及びウにより算定する年効果額の合計額とする。

(ア) 生産増加効果

魚種ごとに、当該施設等の整備前と整備後の生産量の差に施設等の整備前の単価を乗じた値に利益率を乗じた額の合計額を、生産増加効果の年効果額とする。

(イ) 魚価向上効果

水産物の種類ごとに、当該施設等の整備前と整備後の単価の差に施設等の整備後の生産量を乗じた額の合計額を、魚価向上効果の年効果額とする。

(ウ) 品質等向上効果

水産物の種類ごとに、当該施設等の整備前と整備後の単価の差に施設等の水産物の生産量を乗じた額の合計額を、品質等向上効果の年効果額とする。

ウ その他の効果

アの(ア)から(ウ)までに掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算定方法等につき事業承認者が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる。

(4) 経費節減効果

ア 効果の内容

経費節減効果とは、次の(ア)から(イ)までに掲げる効果をいう。

(ア) 労働経費節減効果

当該施設等の整備により個々の農林漁業者の労働が集約され、労働時間が節減されることにより労働費が節減される効果

(イ) 機械経費節減効果

当該施設等の整備により個々の農林漁業者の機械作業が集約され、機械経費が節減される効果

(ウ) 資材経費節減効果

当該施設等の整備により個々の農林漁業者の作業が集約され、投入される資材費、光熱水費、燃料費等が節減される効果

(イ) 維持管理費節減効果

当該施設等の整備により既存の施設等が合理化され、維持管理に係る経費が節減される効果

イ 算定方法

年効果額は、次の(ア)から(イ)まで及びウにより算定する年効果額の合計額とする。

(ア) 労働経費節減効果

個別作業ごとに積み上げた現況の労働経費の総額から、同様に積み上げた計画労働経費の総額を差し引いた額を、労働経費節減効果の年効果額とする。

(イ) 機械経費節減効果

個別作業ごとに積み上げた現況の機械経費の総額から、同様に積み上げた計画機械経費の総額を差し引いた額を、機械経費節減効果の年効果額とする。

(ウ) 資材経費節減効果

個別作業ごとに積み上げた現況の資材経費の総額から、同様に積み上げた計画資材経費の総額を差し引いた額を、資材経費節減効果の年効果額とする。

(イ) 維持管理費節減効果

現況の施設等の維持管理費の総額から計画維持管理費の総額を差し引いた額を、維持管理費節減効果の年効果額とする。

ウ その他の効果

アの(ア)から(イ)までに掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算定方法等につき事業承認者が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる。

2 食品製造の向上に係る効果

(1) 効果の内容

食品製造の向上に係る効果とは、次のアからウまでに掲げる効果をいう。

ア 製造量向上効果

当該施設等の整備による製造工程の効率化等を通じ、商品の製造量が向上(増加)し、出荷額が増加する効果

イ 品質向上効果

当該施設等の整備による取扱品目の品質保持の向上等を通じ、規格外等による廃棄量が減少し、商品の損失額が減少する効果

ウ 施設維持管理コスト削減効果

老朽化した旧施設を更新することにより、修繕費等の施設の維持管理コストが削減される効果

(2) 算出方法

食品製造の向上に係る年効果額は、次のアからウまで及び(3)により算定する年効果額の合計額とする。

ア 製造量向上効果

商品の種類ごとに、商品の製造量の向上に伴う収益増加額の合計額を、製造量向上効果の年効果額とする。

イ 品質向上効果

商品の種類ごとに、取扱品目の品質保持の向上等による廃棄量の減少に伴う収益増加額の合計額を、品質向上効果の年効果額とする。

ウ 施設維持管理コスト削減効果

現状の施設の維持管理に係る年経費と整備後の施設の維持管理に係る年経費との差を、施設維持管理コスト削減効果の年効果額とする。

(3) その他の効果

(1)のアからウまでに掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき事業承認者が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる。

第4 生産物単価及び純益率の算定方法等

年効果額の算定に必要な生産物単価及び純益率の算定方法については、次の1及び2のとおりとする。

1 生産物単価

生産物単価は、生産者の販売価格(農山漁家受取価格)によるものとし、次により算出する。

(1) 国等が価格を決定している作物

国等が価格を決定している作物の生産物単価は、原則として、事業実施計画時における国等の決定価格(平均的な品種及び品質であるものの価格)によるものとする。

(2) その他の作物

その他の作物(国等が価格を決定している作物であって、事業地区の実態から見てこれによることが著しく不相当であると認められるものを含む。)の生産物価格は、原則として、事業地区における平均的な品種及び品質であるものの最近5か年の各年の価格(明らかに異常な価格と認められる年を除く各年の出回り期における平均価格)の加重平均価格による。

2 純益率

作物ごとの作付面積の増減及び単位面積当たりの収量の増加に係る純益率は、以下による。

(1) 主要な作物については、別表2に示すところによる。

(2) その他の作物については、次の方法により算出する。この場合において、生産費等は、原則として、最近5か年の「農作物生産費調査報告」(農林水産省統計部)又はこれに準ずる資料の平均値によるものとする。

作付増減の場合の純益率(%) =  $100 - (\text{単位面積当たり生産費} \div \text{単位面積当たり主産物価額}) \times 100$

単収増加の場合の純益率(%) =  $100 - (100 - \text{作付増減純益率}) \times 0.274$

(注) 生産費 = 資本利子・地代全額算入生産費 - (水利費 + 地代)

0.274 = 作付増減生産費に対する単収増加生産費の比率

附 則

この通知は、平成22年4月1日から施行する。

別表 1

## 還元率一覧表

| n  | 還元率    | n   | 還元率    |
|----|--------|-----|--------|
| 5  | 0.2246 | 33  | 0.0551 |
| 6  | 0.1908 | 34  | 0.0543 |
| 7  | 0.1666 | 35  | 0.0536 |
| 8  | 0.1485 | 36  | 0.0529 |
| 9  | 0.1345 | 37  | 0.0522 |
| 10 | 0.1233 | 38  | 0.0516 |
| 11 | 0.1142 | 39  | 0.0511 |
| 12 | 0.1066 | 40  | 0.0505 |
| 13 | 0.1001 | 41  | 0.0500 |
| 14 | 0.0947 | 42  | 0.0495 |
| 15 | 0.0899 | 43  | 0.0491 |
| 16 | 0.0858 | 44  | 0.0487 |
| 17 | 0.0822 | 45  | 0.0483 |
| 18 | 0.0790 | 46  | 0.0479 |
| 19 | 0.0761 | 47  | 0.0475 |
| 20 | 0.0736 | 48  | 0.0472 |
| 21 | 0.0713 | 49  | 0.0469 |
| 22 | 0.0692 | 50  | 0.0466 |
| 23 | 0.0673 | 51  | 0.0463 |
| 24 | 0.0656 | 52  | 0.0460 |
| 25 | 0.0640 | 53  | 0.0457 |
| 26 | 0.0626 | 54  | 0.0455 |
| 27 | 0.0612 | 55  | 0.0452 |
| 28 | 0.0600 | 60  | 0.0442 |
| 29 | 0.0589 | 80  | 0.0418 |
| 30 | 0.0578 | 90  | 0.0412 |
| 31 | 0.0569 | 100 | 0.0408 |
| 32 | 0.0559 |     |        |

別表 2

## 主要作物に係る純益率

(単位：%)

| 作物名          |            | 純益率  |      |
|--------------|------------|------|------|
|              |            | 作付増減 | 単収増加 |
| 水稻           | 水稻         | 2    | 73   |
| 麦類           | 大麦         | 12   | 76   |
|              | 小麦 田       | -    | 72   |
|              | 小麦 畑       | 35   | 82   |
|              | はだか麦       | 3    | 73   |
| 豆類           | 大豆         | -    | 70   |
|              | らっかせい      | -    | 68   |
|              | その他豆類      | 25   | 79   |
| 野菜           | なす         | -    | 71   |
|              | その他果菜類     | 7    | 75   |
|              | ほうれん草、たまねぎ | -    | 70   |
|              | その他葉茎菜類    | 17   | 77   |
|              | さといも       | -    | 68   |
|              | その他根菜類     | 21   | 78   |
| 工芸作物         | かんしょ       | -    | 66   |
|              | その他いも類     | 15   | 77   |
|              | 茶          | -    | 72   |
| 果樹           | みかん        | -    | 72   |
|              | りんご        | -    | 67   |
|              | かき         | 4    | 74   |
|              | なし         | 2    | 73   |
|              | もも         | 25   | 80   |
|              | ぶどう        | -    | 69   |
| 飼料作物<br>(牛乳) | 北海道        | 10   | 21   |
|              | 都府県        | 5    | 9    |